江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例施行規則

平成19年12月13日

規則第87号

(令和2年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、マンション建設計画の事前届出等に関する条例(平成19年12月江東区条例第46号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語 の例による。

(届出事項)

- 第3条 条例第3条第1項の規則で定める建設事業に関する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 建設事業地の所在及び敷地面積
 - (2) 事業者の住所及び氏名
 - (3) 計画戸数及び住戸の型式
 - (4) 入居時期
 - (5) その他区長が必要と認めるもの

(施設状況の公表)

- 第4条 条例第10条に規定する公共公益施設は、次のとおりとし、施設状況 の公表は、毎年度(第6号の公共公益施設にあっては、必要に応じて)行う ものとする。
 - (1) 小学校
 - (2) 中学校
 - (3) 義務教育学校
 - (4) 保育所
 - (5) 江東きっずクラブ
 - (6) その他区長が必要と認めるもの
- 2 区長は、前項各号の公共公益施設の状況の公表に当たっては、あらかじめ

関係部署の意見を求めるものとする。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。